

■機種別ディーゼル排出ガス規制 適用一覧

弊社の製品は道路を走行する自動車として、また現場で作業する建設機械として、様々なディーゼル排出ガス規制が適用されます。機種別に適用の有無をまとめた一覧表を改訂しました。

表中の●部はお客様にて、買い替えや後処理装置取付けなどのご対応が必要になる場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

枠組み			道路を走行する自動車					建設機械	
所管官庁			国土交通省 (自動車局)		地方自治体			国土交通省 (総合政策局)等	
規制の根拠法令等			道路運送車 両法	NOx・PM 法	首都圏1都 3県条例	大阪府 条例	兵庫県 条例	指定 制度	オフロード 法
規制内容			登録規制	保有規制	運行規制、流入車規制			使用原 則化	使用 規制
ク レ ー ン 等	ラフテレーン クレーン 大型特殊自動車	車検証型式 に排ガス識別 記号有 ※1	○	—	—	—	—	○	—
		車検証型式 に排ガス識別 記号無 ※2	—	—	—	—	—	●○	—
	オールテレーンクレーン台車 (並行輸入車) 普通自動車		※3 △	—	●	—	—	—	—
	トラッククレーン 普通自動車		※4 ○	●	●	●	—	—	—
	カーゴクレーン等トラック 普通自動車 小型自動車		※4 ○	●	●	●	車両総重量 8t以上のみ 対象 ●	—	—
高 所 作 業 車 等	トラック式 普通自動車		※4 ○	●	●	●	—	—	
	ホイール式、クローラ式 特定特殊自動車		—	—	—	—	—	○	

記号について

- : 排出ガス規制対象車(新車登録時に適用されますので、メーカーが対応します)
- : 排出ガス規制対象車(今お使いの車への規制ですので、お客様にて対応が必要となる場合があります)
- △: 排出ガス規制猶予車(現在、光吸収係数基準値を除いて適用されていません)
- : 排出ガス規制非対象車(適用されていません)

- ※1: 車検証の型式欄に排出ガス規制識別記号「SC-、SD-」が付く車はH15年特殊自動車排出ガス規制適合車、「JDS-、EDR-」が付く車はH18年、H19年特殊自動車排出ガス規制適合車です。国土交通省指定制度による使用原則化にも適合しています。
- ※2: 車検証の型式欄に排出ガス規制識別記号が付かない車は、登録規制はありませんでしたが、国土交通省指定制度による使用原則化の規制を受けず、CREVOシリーズより前の機種は直轄工事で原則、使用できません。(エンジン載せ換え等の対策機は使用できます)
- ※3: オールテレーンクレーン台車は、登録規制として「ポスト新長期規制」が適用されますが、その適用が猶予されています。ただし、「排出ガスの光吸収係数の基準値」は適用されます。また、オールテレーンクレーンの上部エンジンは排出ガス規制を受けません。
- ※4: トラックの登録規制として「ポスト新長期規制」が適用されます。